

出席停止を伴う感染症について

1. 学校保健安全法に基づき、医療機関で下記の感染症と診断された場合は出席停止となります。

分類	病 名	出席停止期間
第 1 種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群 ・中東呼吸器症候群 ・特定鳥インフルエンザ ・上記の他、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 	<p>* 治癒するまで 感染症予防法により、必要に応じて病院に入院し、完全に治癒して他人に感染のおそれなくなるまで病院で管理される</p>
第 2 種	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く) ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ・風疹 ・水痘(水ぼうそう) ・咽頭結膜熱(プール熱) ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> ・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ・特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・解熱した後3日を経過するまで ・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ・発疹が消失するまで ・すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで ・主要症状が消退した後2日を経過するまで ・病状により学校医またはその他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで ・症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症 	<p>* 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>

※ただし症状により学校医、その他の医師が他への感染のおそれがないと認めた時はこの通りでなくても構いません。

2. ①本校で用意している「治癒証明書」または、医療機関で用意されている「治癒証明書など、学校感染症に罹患したことを医療機関で証明用紙に記入してもらい、持参の上、登校してください。【出席停止期間(○月○日～×月×日まで)がはっきり明記されていること】
- ②「治癒証明書」などは保健室に提出してください。

※「治癒証明書」は本校HPからダウンロードできます。